

令和2年度「県政だより みえ」と連動した動画広報事業仕様書

1 業務名

令和2年度「県政だより みえ」と連動した動画広報事業

2 事業目的

毎月の県広報紙「県政だより みえ」に掲載されている内容を、三重県内全域に、映像（静止画含む）と音声を用いた動画（以下、「動画」という。）により、県の取り組みをわかりやすく県民に伝えることを目的とする。

3 業務内容

(1) 実施する業務

- ①「県政だより みえ」に掲載されている内容を踏まえた動画の制作を行うこと。
- ②①で制作した動画を地上デジタル放送または有線放送（ケーブルテレビ）で放送（無料視聴）を行うこと。
なお、配信先での放送も含む。
- ③①で制作した動画を放送後、インターネット上で同月に公開（無料視聴）を行うこと。

(2) 放送・公開媒体

- ①テレビ放送（地上デジタル放送）または有線放送（ケーブルテレビ）
- ②民間が提供するインターネット動画公開サイト等

(3) 放送エリア

三重県内全域とする。

(4) 放送動画名

三重県戦略企画部広聴広報課（以下、「県」という。）と協議を行うこと。

(5) 放送回数

- ①令和2年4月から、テレビ放送（地上デジタル放送）または有線放送（ケーブルテレビ）により、原則毎月1回（年12回）以上の放送を定期的に行うこと。
ただし、三重県内全域で放送された時点をもって1回とする。
- ②4月は、取材及び編集時間を勘案し、5月に2回放送するなどの対応も可能とする。
- ③放送回数を書面により県に協議を行うこと。

(6) 定期放送時期

毎月1日発行の「県政だより みえ」の内容を踏まえて制作した動画を発行当該月の中旬頃までに定期的に放送すること。

(7) 放送の長さ

放送時間は、1本（回）あたり9分（ステーションブレイク等を含む）以上とする。

(8) 放送内容

- ①「県政だより みえ」の特集や記事などの掲載内容のうち、県が毎月指定するテーマや内容について、県の取り組みをよりわかりやすく動画で放送する。

②県が毎月指定する県からののお知らせやイベント情報などを動画で放送する。

(9) 二次利用及び動画公開期間

①県又は県が指定する者は、放送した動画またはインターネットで公開した動画を原則二次利用できるものとする。

なお、二次利用できる期間は、契約期間満了後、1年間とする。

②インターネット上での動画公開用に動画を必要に応じて編集すること。

③インターネット上で公開する動画の期間は、契約期間満了後、原則1年間以上とすること。

(10) 聴覚障がい者への対応

①手話通訳及び字幕放送付きとすること。

②手話通訳については、各地域によって意味や表現方法が異なるため、三重県内の聴覚に障がいのある方が理解できる手話通訳を行うものとする。

そのため、当該業務に関する手話通訳者は、手話通訳士資格を有し、三重県内で活動されている者を登用すること。

※手話通訳士とは、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明業務の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)」第2条に規定により認定を受けた社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが手話通訳技能審査・証明業務により付与する手話通訳士の称号を有する者とする。

③字幕は、説明や発言内容などを踏まえて、映像と字幕で内容が理解できるように発言内容だけでなく、シチュエーション説明や写真説明なども含めて、できるだけ丁寧に作成すること。

(11) 動画構成

放送動画名、オープニングタイトル、本編、エンドタイトル(三重県 県章付き)とする。

なお、4月分については、この構成によらなくともよいものとする。

(12) 表現手法

取材により表現することとするが、レポート方式、タレント起用、CG・マスコットキャラクター・資料映像使用などの表現も積極的に活用するなど、より多くの県民に視聴してもらえるような表現手法とすること。

(13) 視聴者の増加につながる取組み

動画視聴者数、動画再生回数の増加方法、動画の宣伝、再放送の実施、視聴者からの意見募集など、県と協議のうえ、積極的に実施すること。

(14) 納品

①放送した動画を収録したデータをDVDで納品すること。

②インターネット上での公開動画(MP4形式:フルHD画質以上)のデータを納品すること。

(15) 県との調整

業務実施にあたっては、県の広報事業という目的を踏まえ、放送項目や取材先、表現手法等に加え、原則放送前の動画(完成版)の内容について、県と協議を行うこと。

(16) 動画放送日時等の変更

①動画放送日時等を変更しようとする場合は、事前に県と協議を行うこと。

②動画放送が予定日時に行えない(行えなかった)場合には、その事由及び代替案をもつ

て県と協議を行うこと。

(17) 動画放送におけるリスク管理

①業務の実施に伴うリスク管理を万全に行うこと。

②動画放送後に訂正事項がある場合には、速やかに対応策を踏まえて、県に報告のうえ、指示を受けること。

4 業務実施上の条件

(1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等の取材及び動画制作等の業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。

(2) 本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

(3) 本仕様に定めのない事項であっても、県が業務の履行に必要と指示する事項については、契約金額の範囲内で実施すること。